



発行 東京都

目次

規則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局少子社会対策部計画課）…一

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示…（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一〇

○建築基準法による一定の一団の土地の区域…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二〇

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等（二件）…（環境局総務部環境政策課）…二一

○都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…二六

○都道の供用開始…（同）…二七

○警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則…（同）…二七

○警察署協議会委員の委嘱…（同）…二七

○都市計画の図書の縦覧（二件）…（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…二七

○開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三三

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出…（産業労働局商工部地域産業振興課）…三三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）…（同）…三四

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（同）…三六

規則

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（同）…三六

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十一日 東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第百八十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条」を「第五条」に、「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第五条 削除

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（指定児童福祉司養成施設の指定の申請等）

第四条 令第三条の二第二項及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号以下「規則」という。）第五条の二の三第一項に規定する施設の指定の申請は、指定児童福祉司養成施設指定申請書（別記第五号様式）によるものとする。

2 令第三条の二第二項及び規則第五条の二の三第二項に規定する講習会の指定の申請は、指定児童福祉司養成講習会指定申請書（別記第六号様式）によるものとする。

3 令第三条の二第三項及び規則第五条の二の三第三項に規定する変更の申請は、指定児童福祉司養成施設（講習会）記載事項変更申請書（別記第七号様式）によるものとする。

4 令第三条の二第四項及び規則第五条の二の三第四項に規定する届出は、指定児童福祉司養成施設記載事項変更届出書（別記第八号様式）によるものとする。

5 令第三条の二第五項及び規則第五条の二の四に規定する報告は、指定児童福祉司養成施設報告書（別記第九号様式）によるものとする。

6 令第三条の二第六項及び規則第五条の二の五に規定する報告は、指定児童福祉司養成講習会報告書（別記第十号様式）によるものとする。

7 令第三条の二第十一項及び規則第五条の二の七に規定する取消しの申請は、指定児童福祉司養成施設（講習会）指定取消申請書（別記第十号の二様式）によるものとする。

第六条第三項中「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第十一条第七項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 児童相談所長は、法第二十七条の二の規定による措置を採つた場合は、措置通知書（別記第十五号の二様式）により、当該施設の長に通知し、本人又はその保護者には措置決定通知書（別記第十六号の二様式）により通知しなければならない。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（指定養成施設の指定の申請等）

第二十八条の三 規則第六条の三第一項に掲げる事項に係る規則第六条の八第一項に規定する申請は、指定養成施設指定申請書（別記第四十三号様式）によるものとする。

2 規則第六条の八第四項において準用する令第五条第三項及び規則第六条の三第二項に規定する変更の申請は、指定養成施設記載事項変更申請書（別記第四十四号様式）によるものとする。

3 規則第六条の八第四項において準用する令第五条第四項及び規則第六条の三第三項に規定する届出は、指定養成施設記載事項変更届出書（別記第四十五号様式）によるものとする。

4 規則第六条の八第四項において準用する令第五条第五項及び規則第六条の四に規定する報告は、指定養成施設報告書（別記第四十六号様式）によるものとする。

5 規則第六条の八第四項において準用する令第五条第七項及び規則第六条の五に規定する取消しの申請は、指定養成施設指定取消申請書（別記第四十七号様式）によるものとする。

ものとする。
別記第五号様式から第十号様式までを次のように改める。

第5号様式 (第4条関係)

指定児童福祉司養成施設指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ①

児童福祉法施行令第3条の2第2項及び児童福祉法施行規則第5条の2の3第1項の規定により申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設の設置年月日
- 4 学期
- 5 学校その他の施設の長の氏名及び履歴
- 6 教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- 7 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 8 実習に利用する施設の名称及び利用の概要
- 9 当該年度経費収支予算の細目
- 10 設置者が国又は地方公共団体以外るときは、設置者の資産状況

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(添付書類)
法人にあつては、定款、寄付行為その他の規約

(日本工業規格A列4番)

第6号様式 (第4条関係)

指定児童福祉司養成講習会指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ①

児童福祉法施行令第3条の2第2項及び児童福祉法施行規則第5条の2の3第2項の規定により申請します。

- 1 講習科目及び時間数
- 2 講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数
- 3 実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間
- 4 講習会場の名称及び所在地
- 5 講習開催期日及び日程
- 6 受講予定人員
- 7 講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(添付書類)
法人にあつては、定款、寄付行為その他の規約

(日本工業規格A列4番)

第7号様式（第4条関係）

指定児童福祉司養成施設（講習会）記載事項変更申請書	年 月 日
東京都知事 殿	
設置者 住所（法人又は団体にあつては所在地）	
氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）	Ⓜ
年 月 日 第 号により指定を受けた 施設 講習会 について、 次のおり変更するので、児童福祉法施行令第3条の2第3項及び児童福祉法施行規則第5条の2の3第3項の規定により申請します。	
1 変更する事項	
2 変更する事項の変更前後の比較 変更前	
変更後	
3 変更の理由	
4 変更の時期	

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

（日本工業規格A列4番）

第8号様式（第4条関係）

指定児童福祉司養成施設記載事項変更届出書	年 月 日
東京都知事 殿	
設置者 住所（法人又は団体にあつては所在地）	
氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）	Ⓜ
年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、次 のおり変更したので、児童福祉法施行令第3条の2第4項及び児童福祉法施行規則第5条の2の3第4項の規定により届け出ます。	
1 変更する事項	
2 変更する事項の変更前後の比較 変更前	
変更後	
3 変更の理由	
4 変更の時期	

※この届出書に書ききれない事項については、別紙としてください。

（日本工業規格A列4番）

第9号様式 (第4条関係)

指定児童福祉司養成施設報告書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ⑩

児童福祉法施行令第3条の2第5項及び児童福祉法施行規則第5条の2の4の規定により報告します。

- 1 前学年度卒業者数
- 2 前年度における経営の状況及び収支決算の細目
- 3 前学年度教授科目別時間教及び実習の実施状況
- 4 学生の現在数

※この報告書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(日本工業規格A列4番)

第10号様式 (第4条関係)

指定児童福祉司養成講習会報告書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ⑩

児童福祉法施行令第3条の2第6項及び児童福祉法施行規則第5条の2の5の規定により報告します。

- 1 講習受講人員
- 2 講習実施状況の概要

※この報告書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式の次に次の一様式を加える。

第10号の2様式(第4条関係)

指定児童福祉司養成施設(講習会) 指定取消申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)
氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名)

④
〔施設の名称
施設の所在地〕

年 月 日 第 号により指定を受けた 施設 講習会 について、
次のとおり指定を取り消したいので、児童福祉法施行令第3条の2第11項及び児童福祉法施行規則第5条の2の7の規定により申請します。

- 1 やめようとする理由
- 2 入所している学生の処置
- 3 やめようとする年月日

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(日本工業規格A列4番)

別記第十五号の二様式中「児童福祉法第 条第 項第 号の規定により」を「児童福祉法第 条第 項第 号の規定により」に改める。

別記第十六号様式の次に次の一様式を加える。

第16号の2様式 (第11条関係)

措置決定通知書

第 年 月 日

様

「あなたが保護者となっている次の児童」について、児童福祉法第27条の2の規定に
あなた

より児童福祉施設への入所の措置を採りましたので通知します。

措置番号	氏名	生年月日	性別	摘要
措置を交ける者				
保護者居住地				
入所施設名				
入所施設の住所				
入所の時期	開始年月日	費用負担	別途通知します。	
措置の理由				
担当児童福祉司				

児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後身人(以下「親権者等」といいます。)のいないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権者等が行います。また、施設長は、入所中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のために必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第47条)。

(日本工業規格A列4番)

別記第十八号様式中「児童福祉法第 条第 項第 号の規定による」や「児童福祉法第 条第 項第 号の規定による」に改める。

別記第二十二号様式中「児童福祉法第 条第 項第 号の規定による」や「児童福祉法第 条第 項第 号の規定による」に改める。

別記第四十二号様式の次に次の五様式を加える。

第4.3号様式（第2.8条の3関係）

指定養成施設指定申請書		年	月	日
東京都知事	殿			
設置者				
住所（法人又は団体にあつては所在地）				
氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）		㊟		
児童福祉法施行規則第6条の3第1項に掲げる事項について、規則第6条の8第1項の規定により申請します。				
1	施設の名称			
2	施設の所在地			
3	施設の設置年月日			
4	学制			
5	学校その他の施設の長の氏名及び履歴			
6	教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別			
7	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面			
8	実習に利用する施設の名称及び利用の概要			
9	当該年度経費収支予算の細目			
10	設置者が国又は地方公共団体以外の場合は、設置者の資産状況			
※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。				
（添付書類）				
法人にあつては、定款、寄付行為その他の規約				
（日本工業規格A列4番）				

第4.4号様式（第2.8条の3関係）

指定養成施設記載事項変更申請書		年	月	日
東京都知事	殿			
設置者				
住所（法人又は団体にあつては所在地）				
氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）		㊟		
年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、次のとおり変更するので、児童福祉法施行規則第6条の8第4項において準用する児童福祉法施行令第5条第3項の規定により申請します。				
1	変更する事項			
2	変更する事項の変更前後の比較 変更前			
	変更後			
3	変更の理由			
4	変更の時期			
※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。				
（日本工業規格A列4番）				

第45号様式 (第28条の3関係)

指定養成施設記載事項変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ㊟

年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、次
のとおり変更したので、児童福祉法施行規則第6条の8第4項において準用する児
童福祉法施行令第5条第4項の規定により届け出ます。

- 1 変更する事項
- 2 変更する事項の変更前後の比較
変更前
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

※この届出書に書ききれない事項については、別紙としてください。
(日本工業規格A列4番)

第46号様式 (第28条の3関係)

指定養成施設報告書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ㊟

児童福祉法施行規則第6条の8第4項において準用する児童福祉法施行令第5条
第5項の規定により報告します。

- 1 前学年度卒業業者数
- 2 前年度における経営の状況及び収支決算の細目
- 3 前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況
- 4 学生の現在数

※この報告書に書ききれない事項については、別紙としてください。
(日本工業規格A列4番)

第47号様式 (第28条の3関係)

指定養成施設指定取消申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者

住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名)

施設の名称
施設の所在地

年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、次のとおり指定を取り消したいので、児童福祉法施行規則第6条の8第4項において準用する児童福祉法施行令第5条第7項の規定により申請します。

- 1 やめようとする理由
- 2 入所している学生の処置
- 3 やめようとする年月日

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千八百十六号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

商 号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 アーク・トレンド	代表取締役 海野 大介	世田谷区新町二丁目二番十六号	(3)第八二七九六号	平成二十六年二月十三日
株式会社 アーバンレジェンド	代表取締役 松田 英一	渋谷区道玄坂二丁目十番一号	(2)第八五四七七号	平成二十三年二月三日

●東京都告示第千八百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市落合五丁目六番

平成二十七年十一月九日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課 (立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千八百十八号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号) 第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舩 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第九十

九条の二第二項に定められた特定建築者 (民間事業者)

代表者 未定

所在地 未定

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)晴海五丁目西地区開発計画

住宅団地の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区晴海五丁目の事業区域面積約十八万平方メートルに、住宅棟 (板状) 二十二棟、住宅棟 (超高層タワー) 二棟及び商業棟一棟の建設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日並びに平成二十七年十二月二十九日から同月三十一日までを除く。

なお、平成二十七年十二月二十九日から平成二十八年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

イ 中央区築地一丁目一番一号

ウ 江東区環境清掃部温暖化対策課

エ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現地調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同条例施行規則第52条に規定する事業（住宅団地の新設）を実施することから、同条例第9条の規定にかかわらず、同条例施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>[建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は0.060ppmであり、環境基準値（0.06ppm）以下である。建設機械の稼働に伴う寄与率は29.7%である。浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は0.060mg/m³であり、環境基準値（0.10mg/m³）を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は7.4%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、排吐ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は0.060ppmであり、環境基準値（0.06ppm）を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.2～1.2%である。浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は0.057mg/m³であり、環境基準値（0.10mg/m³）を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>[関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は0.048～0.052ppmであり、環境基準値（0.06ppm）を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は0.057mg/m³であり、環境基準値（0.10mg/m³）を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>[地下駐車場の共用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は0.049ppmであり、環境基準値（0.06ppm）を下回る。地下駐車場の共用に伴う寄与率は0.1%未満であり、浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は0.057mg/m³であり、環境基準値（0.10mg/m³）を下回る。地下駐車場の共用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界付近において、最大69dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業振動] 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、敷地境界において、最大70dBであり、「指定建設作業に係る振動の報告基準」(70dB)以下である。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音] 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間58～70dBであり、環境基準値（昼間70dB）以下である。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動] 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間58dB以下、夜間47dB以下であり、規制基準値（昼間65dB、夜間60dB）を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼夜間とも1dB未満である。</p>
3. 日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地境界から北西側約1,020mの狭狭直線距離から、豊海町、勝どき6丁目、晴海5丁目、晴海3丁目及び晴海4丁目を経て、北東側約900mの晴海一丁目に及ぶ範囲であると予測するが、日影規制指定区域である浜離宮恩賜庭園には、日影規制時間である4時間又は5時間以上の日影は及ばない。</p> <p>また、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物については、各街区の敷地境界から一定の距離をセツトバックし、住宅棟（超高層タワー）2棟については、計画地中央付近に配置する計画である。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側約120mの限られた範囲であり、その範囲内に住宅は存在しないため、日影の影響は低いものと考ええる。</p>
4. 電波障害	<p>計画建築物により、計画地の南南西方向において、地上デジタル放送に対する遮蔽障害が生じると予測する。また、計画地の北東方向及び北北東方向において、衛星放送に対する遮蔽障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>
5. 風環境	<p>計画地は朝潮運河、晴海運河及び東京湾に囲まれた埋立地であり、その大半が、低未利用地であることから、建設前の風環境はランク3（事務所街相当の風環境）が多く出現していたが、建設後（対策後）においては、その多くがランク1（住宅地の商店街・野原）レベル相当の風環境又はランク2（住宅街・公園相当の風環境）へ変化し、風環境が改善されると考えられる。</p> <p>また、防風対策を行わない場合（建設後（対策前））、計画建築物の存在により新たなランク3となる地点が2地点生じると予測されるが、その2地点は、植栽等による防風対策（建設後（対策後））を講じることにより、ランク2へ変化することから、風環境は改善されると予測する。</p> <p>したがって、計画建築物の存在により、計画地内及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、おおむねランク2に相当する風環境に改善されるものと考えられる。</p>

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>工事の完了後</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地は、運河や東京湾に囲まれており、北側に中央清掃工場、集合住宅の高層建築物等があり、南側には晴海客船ターミナルがある。また、計画地周辺は、晴海地区を中心に、大規模開発が進んでおり、超高層建築物と高層建築物が混在している。本事業の計画建築物は、沿道景観や晴海運河、朝潮運河に面する水辺を生かした景観、レイアウトゾーリング等からの水面越しの視認も意識し、計画地内にある棟の住宅棟(超高層タワー)及び複数の住宅棟(板状)を組み合わせた配置計画とすることで、メリハリのある景観が形成され、周辺の晴海一丁目から四丁目地区、勝どき地区と同様に、臨海部の新たな都市景観として周辺地域の景観と調和すると考える。また、水辺沿いの建築物は、隣棟間隔を十分確保し、水辺に面して長大な壁面を避けるよう配慮するとともに、建物高さや壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」、「都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は増加するが、臨海部の新たな都市的な景観要素となる。中・遠景域においては、計画建築物の一部は、高層建築物等として認識されるが、周辺の既存建築物と調和し、隣接する晴海一丁目から四丁目地区、勝どき地区における高層建築物等と一体的な都市的景観となることから、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考える。また、水辺沿いの建築物は、隣棟間隔を十分確保し、水辺に面して長大な壁面を避けるよう配慮するとともに、建物高さや壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」、「都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【庄迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、北側に中央清掃工場、集合住宅の高層建築物等があり、南側には晴海客船ターミナルがある。計画建築物による形態率の増加は少なく、豊海運動公園前親水護岸で約1.5%、ほととプラザはるみ北西側で約4.8%、キッスプラザサマング晴海3丁目保骨園前で約0.3%、晴海ふ頭公園で約1.8%である。計画建築物の周囲には、歩道状空地及び広場等を配置するとともに、計画建築物は各街区の敷地境界から一定の距離をセツトバックし、高木・中木等の植栽を施すことで、計画建築物による庄迫感の低減に配慮した計画としている。以上のことから、評価の指標とした「庄迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>

●東京都告示第千八百十九号
 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十一日
 東京都知事 舛添 要一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 虎ノ門一丁目地区市街地再開発準備組合
 理事長 佐藤 茂

二 対象事業の名称及び種類
 港区虎ノ門一丁目十九番五号

(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業
 高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区虎ノ門一丁目の計画地面積約一・五ヘクタール内に、事務所、店舗及び教会等を含む高層建築物等の建設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月

十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに平成二十七年十二月二十九日から同年三月十一日までを除く。

なお、平成二十七年十二月二十九日から平成二十八年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

- (二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課
千代田区九段南一丁目二番一号
- ウ 中央区環境土木部環境政策課
中央区築地一丁目一番一号
- エ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業（高層建築物の新築）を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価等を行う。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論	
	工事の完了後	工事の施行中
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は0.085ppmであり、環境基準値（0.06ppm）を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は59.6%である。浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は0.066mg/m³であり、環境基準値（0.10mg/m³）を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は22.6%である。</p> <p>【工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。また、建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、不要な空ぶかしや急発進等の禁止を徹底させる。</p>	<p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は0.044～0.045ppmであり、環境基準値（0.06ppm）を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.13～0.81%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は0.056mg/m³であり、環境基準値（0.10mg/m³）を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.01%未満～0.04%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、南西側敷地境界付近において、最大78dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(85dB)を下回る。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業振動] 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、南西側敷地境界付近において、最大67dBであり、「指定建設作業に係る振動の報告基準」(75dB)を下回る。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音] 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、No.1、3地点において昼間62～64dB、No.2地点において昼間60dB、No.5地点において昼間69dBであり、環境基準値(No.1、2、3：昼間65dB、No.5：昼間70dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は2dB以下である。</p>
3. 日影	<p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動] 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、No.1～3、No.5地点において昼間37～46dB、夜間28～37dBであり、規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間最大7dB以下、夜間最大1dB以下である。</p>
4. 電磁障害	<p>計画建築物により1時間以上の日影が生じると予測される範囲は、日影規制地域に該当しない。</p> <p>計画地周辺地域、特に西側に隣接する虎ノ門いきいきプラザ(以下「プラザ」)、虎ノ門高層住宅(以下「タワマン」)等への日影の影響を低減するため、計画建築物の高層部を計画地西側敷地境界から極力セットバックする計画とした。また、北東側に隣接する虎ノ門大坂屋砂場店舗の日影の影響を低減するため、計画地東側敷地境界についても建物全体を極力セットバックする計画とした。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側の限られた範囲となり、日影の影響を低減していると考ええる。</p>
5. 風環境	<p>計画建築物により、計画地南西側において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遠へい障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、衛星放送の遠へい障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリングテレビの活用等の適切な電波受信対策を講ずることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度] 計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から超高層の建物が混在する地域となっている。</p> <p>本事業で計画している高層建築物は、虎ノ門ヒルズ、愛宕グリーンヒルズ等の高層建築物群の新たな景観要素として加わり、日比谷公園、愛宕山、芝公園等の緑と高層建築物群が調和した当該地区の景観に一致する計画とする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「都市、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考ええる。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 近景域においては、計画地南側に位置する虎ノ門ヒルズと併せて、より都市的な眺望が出現するものと予測する。中・遠景域においては、計画建築物は高層建築物として認識されるが、虎ノ門ヒルズ等の周辺の高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じない計画とする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「都市、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考ええる。</p>
7. 史跡・文化財	<p>[周辺地域の文化財の損傷等の程度] 計画地北東側の敷地境界に隣接する国登録有形文化財である「虎ノ門大坂屋砂場店舗」に対し、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、掘削工事の前はシールドメンブライバ列壁(SM)を適切に位置まで構築し掘削を行うことにより、計画地周辺の地盤の低下を防止する。</p> <p>また、地下躯体工事では、地下の各階床を支保工として土留壁の変形を抑制する逆打工法を採用することにより、計画地周辺の地盤の変形を抑制する。</p> <p>なお、本事業の工事により、「虎ノ門大坂屋砂場店舗」の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、「東京都文化財保護条例」「港区文化財保護条例」に基づき適切な対応を図る。</p> <p>したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考ええる。</p>
	<p>[文化財等の周辺の景観の変化の程度] 計画地北東側に隣接して、国登録有形文化財の「虎ノ門大坂屋砂場店舗」が存在する。</p> <p>これについては、「7.5 風環境」において建設前と建設後(対策後)で領域(住宅地相当)から領域B(低中層市街地相当)に変化するため、風環境の変化が生じるものと考えられるが、領域Bは低中層住宅地相当の風環境であるため、著しい影響を及ぼすことはないと予測する。</p> <p>また、計画地北東側に隣接していることから、日影の影響が生じるものと考えられるが、計画建築物全体を東側敷地境界から極力セットバックすることで、日影時間を極力少なくし、日影の影響を軽減した計画とした。</p> <p>したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考ええる。</p>

●東京都告示第千八百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

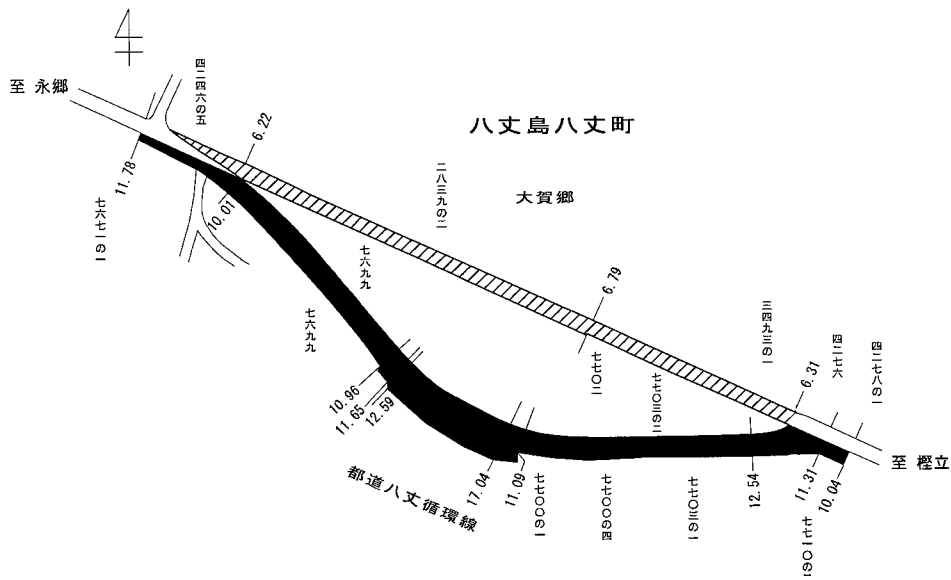
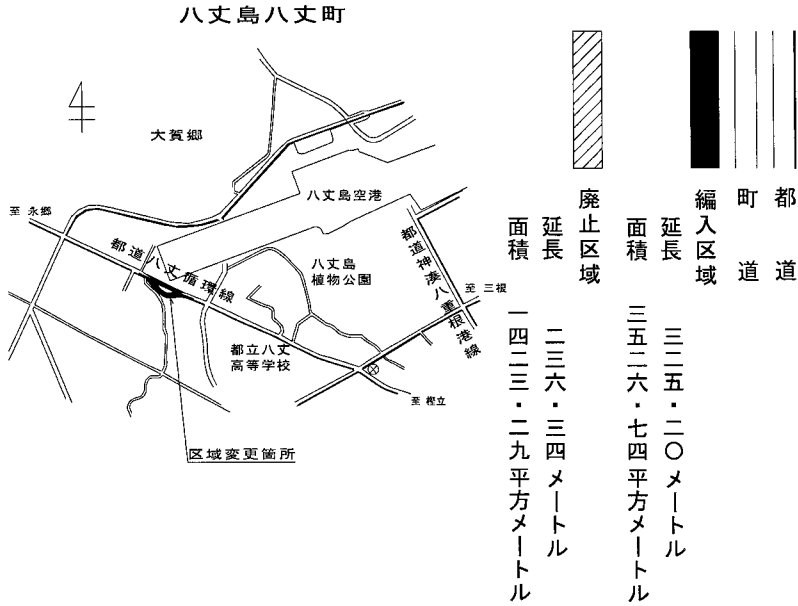
平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 舛添 要一

- 一 路線名 八丈循環
- 二 変更の区間 八丈島八丈町大賀郷七千七百十番二地先から同所七千六百七十一番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町大賀郷地内



●東京都告示第八百二十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十七年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 八丈循環

二 供用開始の区間 八丈島八丈町大賀郷七千七百十番二地先から同所七千六百七十一番一地先まで

三 供用開始の期日 平成二十七年十二月二十一日

規 則 (公)

警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月21日

東京都公安委員会
 委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第13号

警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」の次に「、不正競争防止法

（平成5年法律第47号）第35条第3項」を加える。
 第3条中「第19条第3項」の次に「、不正競争防止法第35条第3項」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第419号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成27年12月4日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成27年12月21日

東京都公安委員会
 委員長 渡 邊 佳 英

記

警察署協議会名	氏 名
警視庁月島警察署協議会	水 井 勝 巳
警視庁蒲田警察署協議会	谷 口 中
警視庁野方警察署協議会	飯 野 清
警視庁日白警察署協議会	齊 藤 知 子

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地区計画 平成二十七年三月二十七日港区告示第八十一号

竹芝地区地区計画

東京都市計画地区計画 平成二十七年三月二十七日港区告示第八十三号

虎ノ門三・四丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 平成二十七年四月七日港区告示第四百四号

虎ノ門二丁目十地区地区計画

東京都市計画防災街区整備事業

平成二十七年四月十七日品川区告示第七十二号

東京都市計画地区計画 平成二十七年一月九日目黒区告示第十一号

西小山駅前地区地区計画

東京都市計画地区計画 平成二十七年三月六日中野区告示第十七号

中野駅南口地区地区計画

東京都市計画土地地区画整理事業 平成二十七年三月六日中野区告示第十七号

中野二丁目土地地区画整理事業

東京都市計画第一種市街地再開発事業 平成二十七年三月六日中野区告示第十七号

中野二丁目地

<p>区第一種市街地再開発事業</p> <p>東京都市計画地区画整理事業</p> <p>中野三丁目土地地区画整理事業</p> <p>東京都市計画地区計画</p> <p>北町二丁目西部地区地区計画</p> <p>東京都市計画地区計画</p> <p>補助第百三十八号線中央本町地区地区計画</p> <p>東京都市計画地区計画</p> <p>東新小岩二丁目地区地区計画</p> <p>東京都市計画地区計画</p> <p>篠崎駅西部地区地区計画</p> <p>八王子都市計画地区計画</p> <p>八王子インタール北地区地区計画</p> <p>三鷹都市計画地区計画</p>	<p>平成二十七年三月六日中野区告示第十八号</p> <p>平成二十七年一月二十日練馬区告示第二十五号</p> <p>平成二十六年十二月十八日足立区告示第五百六十三号</p> <p>平成二十六年十二月十八日葛飾区告示第三百六十七号</p> <p>平成二十六年十二月十八日江戸川区告示第六百二十九号</p> <p>平成二十七年一月十五日八王子市告示第七号</p> <p>平成二十六年十二月一日三鷹市告示第三百五号</p>
<p>下連雀五丁目第二地区地区計画</p> <p>府中市計画地区画</p> <p>白糸台三丁目地区地区計画</p> <p>調布都市計画地区計画</p> <p>国領町八丁目周辺地区地区計画</p> <p>町田市計画地区計画</p> <p>相原駅西口地区地区計画</p> <p>小平都市計画地区計画</p> <p>鈴木町一丁目地区地区計画</p> <p>日野都市計画特別緑地保全地区第一号百草小峰谷戸特別緑地保全地区</p> <p>国分寺都市計画地区計画</p> <p>国三・二・八号線沿道北地区地区計画</p> <p>国分寺都市計画地区計画</p> <p>国三・二・八号線沿道中地区地区計画</p>	<p>平成二十六年十一月十八日府中市告示第三百三十七号</p> <p>平成二十六年十二月二十六日調布市告示第五百二十九号</p> <p>平成二十七年四月二十日町田市告示第三十八号</p> <p>平成二十六年十二月十五日小平市告示第三百四十五号</p> <p>平成二十六年十一月十七日日野市告示第二百十号</p> <p>平成二十七年三月五日国分寺市告示第十九号</p> <p>平成二十七年三月五日国分寺市告示第十九号</p>
<p>区地区計画</p> <p>国分寺都市計画地区計画</p> <p>国三・二・八号線沿道南地区地区計画</p> <p>福生都市計画地区計画</p> <p>福東地区地区計画</p> <p>調布都市計画地区計画</p> <p>和泉本町四丁目周辺地区地区計画</p> <p>立川都市計画地区計画</p> <p>緑が丘地区地区計画</p> <p>立川都市計画地区計画</p> <p>大南五丁目地区地区計画</p> <p>多摩都市計画地区計画</p> <p>押立第一地区地区計画</p> <p>秋多都市計画地区計画</p> <p>武蔵引田駅周辺地区地区計画</p> <p>秋多都市計画地区計画</p>	<p>平成二十七年三月五日国分寺市告示第十九号</p> <p>平成二十七年四月二十日福生市告示第五十八号</p> <p>平成二十六年十二月二十六日狛江市告示第四百五十三号</p> <p>平成二十六年十月十七日武蔵村山市告示第七十五号</p> <p>平成二十六年十二月十五日武蔵村山市告示第九十一号</p> <p>平成二十六年十二月五日稲城市告示第八十三号</p> <p>平成二十七年三月二十日あきる野市告示第二十七号</p> <p>平成二十七年三月二十日あきる野市告示</p>

<p>地区画整理事業 第二十八号</p> <p>武蔵引田駅北 口土地地区画整 理事業</p> <p>西東京都市計画 地区計画 九十七号</p> <p>新東京所沢線 北町五丁目周 辺地区地区計 画</p> <p>西東京都市計画 地区計画 九十八号</p> <p>東大生態調和 農学機構周辺 地区地区計画</p> <p>縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北 側)</p>	<p>都市計画の図書の縦覧について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市町村から次の都市計画の図書の送付があつたので、同法 第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の 規定により縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年十二月二十一日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>都市計画の種類 都市計画の変更の告示</p> <p>東京都計画法 平成二十六年十二月九日千代田区告示第 百四十八号</p> <p>神田錦町北部 周辺地区地区 画</p>	
<p>計画</p> <p>東京都計画法地 区計画 号</p> <p>大手町・丸の 内・有楽町地 区地区計画</p> <p>東京都計画法道 路 十二号</p> <p>港歩行者専用 道第八号線</p> <p>東京都計画法公 園 号</p> <p>港第二・二・ 二十一号霊南 坂公園</p> <p>東京都計画法地 区計画 号</p> <p>押上・業平橋 駅周辺地区地 区計画</p> <p>東京都計画法地 区計画 四百三十号</p> <p>広町一丁目周 辺地区地区計 画</p> <p>東京都計画法特 定防災街区整備 地区 七十三号</p> <p>東京都計画法地 区計画 九号</p> <p>京急蒲田駅西 口地区地区計 画</p> <p>東京都計画法特 画 平成二十六年十一月十八日世田谷区告示</p>	<p>平成二十七年一月九日千代田区告示第二 号</p> <p>平成二十七年三月二十七日港区告示第八 十二号</p> <p>平成二十七年四月七日港区告示第百五号</p> <p>平成二十七年一月十三日墨田区告示第九 号</p> <p>平成二十六年十月三十一日品川区告示第 四百三十号</p> <p>平成二十七年四月十七日品川区告示第百 七十三号</p> <p>平成二十七年三月十二日大田区告示第百 九号</p>	
<p>別緑地保全地区 第七百三十九号</p> <p>第十五号北烏 山九丁目屋敷 林特別緑地保 全地区</p> <p>東京都計画法公 園 第七百四十号</p> <p>第三・三・百 二十一号下馬 中央公園</p> <p>東京都計画法緑 地 第七百四十一号</p> <p>第八十七号玉 川台二丁目緑 地</p> <p>東京都計画法生 産緑地地区 第七百四十二号</p> <p>東京都計画法緑 地 第四十八号</p> <p>第八十八号野 毛二丁目緑地</p> <p>東京都計画法高 度地区 六十三号</p> <p>東京都計画法防 火地域及び準防 火地域 六十四号</p> <p>東京都計画法地 区計画 六十五号</p> <p>北沢三・四丁 目地区地区計 画</p> <p>東京都計画法地 区計画 六十六号</p> <p>下北沢駅周辺</p> <p>平成二十七年三月六日世田谷区告示第 百六十六号</p>	<p>平成二十六年十一月十八日世田谷区告示 第七百四十号</p> <p>平成二十六年十一月十八日世田谷区告示 第七百四十一号</p> <p>平成二十六年十一月十八日世田谷区告示 第七百四十二号</p> <p>平成二十七年一月二十三日世田谷区告示 第四十八号</p> <p>平成二十七年三月六日世田谷区告示第 百六十三号</p> <p>平成二十七年三月六日世田谷区告示第 百六十四号</p> <p>平成二十七年三月六日世田谷区告示第 百六十五号</p> <p>平成二十七年三月六日世田谷区告示第 百六十六号</p>	

<p>地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十七年三月六日世田谷区告示第百六十七号</p>	<p>世田谷西部地域喜多見・成城地区地区計画 東京都市計画道 平成二十七年三月六日中野区告示第十六号</p>	<p>特殊街路中野歩行者専用道第二号線 東京都市計画道 平成二十七年三月六日中野区告示第十六号</p>	<p>幹線街路補助線街路第二百二十三号線 東京都市計画交通広場 平成二十七年三月六日中野区告示第十六号</p>	<p>中野駅西口広場 東京都市計画道 平成二十七年三月六日中野区告示第十六号</p>	<p>中野駅付近広場第一号 区画街路中野区画街路第五号線 東京都市計画高度利用地区 平成二十七年三月六日中野区告示第十七号</p>	<p>中野二丁目地区 東京都市計画高度地区 平成二十七年三月六日中野区告示第十七号</p>	<p>東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年三月六日中野区告示第十七号</p>	<p>東京都市計画生産緑地地区 東京都市計画緑地 平成二十六年十二月二十五日杉並区告示第千三十四号 平成二十六年十二月二十五日杉並区告示第千三十五号</p>	<p>第八十九号成田西三丁目緑地 東京都市計画公園 平成二十七年一月九日北区告示第十五号</p>	<p>北第二・二・二十四号稲付公園 東京都市計画公園 平成二十七年一月九日北区告示第十六号</p>	<p>第三・三・三十一号赤羽台さくら並木公園 北第二・二・四十一号赤羽台四丁目公園 東京都市計画公園 平成二十七年一月九日北区告示第十七号</p>	<p>第七・四・九号飛鳥山公園 東京都市計画公園 平成二十六年十二月二十五日荒川区告示第三百三十三号</p>	<p>第二・二・十九号藍染公園 東京都市計画生産緑地地区 平成二十六年十一月二十日板橋区告示第四百七十号</p>	<p>東京都市計画高度地区 平成二十七年三月六日板橋区告示第八十一号</p>	<p>東京都市計画生産緑地地区 東京都市計画道路 平成二十六年十一月十三日練馬区告示第七百一十一号 平成二十六年十一月二十八日練馬区告示第七百三十七号</p>	<p>区画街路都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第十八号線 東京都市計画一団地の住宅施設 石神井一団地の住宅施設 東京都市計画地区計画 平成二十六年十一月二十八日練馬区告示第七百三十八号</p>	<p>土支田中央地区地区計画 東京都市計画高度地区 平成二十六年十二月十八日足立区告示第五百六十号</p>	<p>東京都市計画防火地域及び準防火地域 東京都市計画特別工業地区 平成二十六年十二月十八日足立区告示第五百六十二号</p>	<p>東京都市計画防災街区整備地区計画 西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画 平成二十六年十二月十八日足立区告示第五百六十四号</p>	<p>東京都市計画生産緑地地区 平成二十六年十二月十八日足立区告示第五百六十四号</p>
---	--	---	---	--	---	---	--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	---	--	---	--

<p>産緑地地区 五百六十五号 東京都計画道路 平成二十七年一月三十日足立区告示第三十四号</p>	<p>区画街路足立区画街路第九号線 東京都計画防 災街区整備地区 平成二十七年三月六日足立区告示第九十 号</p>	<p>足立一・二・三・四丁目地区防 災街区整備地区計 画 平成二十七年三月六日足立区告示第九十 号</p>	<p>国道四号A地区(日光街 道)沿道地区計 画 平成二十七年三月六日足立区告示第九十 号</p>	<p>東京都計画生 産緑地地区 平成二十六年十二月二十六日葛飾区告示 第三百七十九号</p>	<p>東京都計画防 災街区整備地区 計画 平成二十七年三月十日葛飾区告示第五十 二号</p>	<p>四ツ木駅周辺 地区防 災街区整備地区計 画 平成二十六年十二月十八日江戸川区告示 第六百三十号</p>	<p>東京都計画高 度地区 平成二十七年三月二十三日江戸川区告示 第三百三十三号</p>	<p>東京都計画公 園 平成二十七年三月二十三日江戸川区告示 第三百三十三号</p>	<p>江戸川第二・ 第二・二・三</p>	<p>二・三十八号 大杉五丁目公 園 八王子都市計 画 平成二十六年十一月十三日八王子市告示 第三百二十六号</p>	<p>八王子都市計 画 平成二十七年一月十五日八王子市告示第 四号</p>	<p>八王子都市計 画 平成二十七年一月十五日八王子市告示第 五号</p>	<p>八王子都市計 画 平成二十七年一月十五日八王子市告示第 六号</p>	<p>立川都市計画 生 産緑地地区 平成二十七年一月一日立川市告示第三百 二十五号</p>	<p>立川都市計画防 災地域及び準防 火地域 平成二十七年三月三十一日立川市告示第 四百十号</p>	<p>立川都市計画用 途地域 平成二十七年三月三十一日立川市告示第 四百一十号</p>	<p>武蔵野都市計 画 平成二十六年十二月十五日武蔵野市告示 第五百五十八号</p>	<p>湖南処理場 武蔵野都市計 画 平成二十七年一月二十日武蔵野市告示第 六百号</p>	<p>武蔵野都市計 画 平成二十七年三月二十日武蔵野市告示第 三十八号</p>	<p>武蔵野都市計 画 平成二十七年三月二十日武蔵野市告示第 三十九号</p>	<p>武蔵野都市計 画 平成二十七年三月二十日武蔵野市告示第 四十号</p>	<p>十八号大沢二 丁目公園 府中市計画生 産緑地地区 平成二十七年一月十四日府中市告示第六 号</p>	<p>昭島都市計画 生 産緑地地区 平成二十七年一月一日昭島市告示第一号</p>	<p>調布都市計画用 途地域 平成二十六年十二月二十六日調布市告示 第五百三十号</p>	<p>調布都市計画高 度地区 平成二十六年十二月二十六日調布市告示 第五百三十一号</p>	<p>調布都市計画生 産緑地地区 平成二十六年十二月二十六日調布市告示 第五百三十二号</p>	<p>町田都市計画生 産緑地地区 平成二十七年一月一日町田市告示第二百 七十九号</p>	<p>町田都市計画用 途地域 平成二十七年四月二十日町田市告示第三 十九号</p>	<p>町田都市計画高 度地区 平成二十七年四月二十日町田市告示第四 十号</p>	<p>町田都市計画防 災地域及び準防 火地域 平成二十七年四月二十日町田市告示第四 十一号</p>	<p>小金井都市計 画 平成二十六年十二月十五日小金井市告示 第二百六十号</p>	<p>湖南処理場 小金井都市計 画 平成二十七年一月一日小金井市告示第一 号</p>	<p>小平都市計画汚 物処理場 平成二十六年十二月十五日小平市告示第 三百四十三号</p>	<p>湖南処理場 小平都市計画生 産緑地地区 平成二十六年十二月十五日小平市告示第 三百四十四号</p>	<p>日野都市計画緑 地 平成二十六年十一月十七日日野市告示第 二百九号</p>
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--------------------------	--	---	---	---	---	--	---	--	--	---	---	--	--	--	--	---	---	--	---	--	---	---	--	---	--	--

第十三号落川 緑地	日野都市計画生 産緑地地区 二百二十三号	調布都市計画生 産緑地地区 第四百五十四号	産緑地地区 十二号	産緑地地区 二十三号
東村山都市計画 生産緑地地区 示第二百九十六号	立川都市計画汚 物処理場 第九十号	立川都市計画汚 物処理場 第九十二号	多摩都市計画用 途地域 十一号	多摩都市計画用 途地域 十一号
国分寺都市計画 生産緑地地区 号	湖南処理場	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	多摩都市計画防 火地域及び準防 火地域 第十二号	多摩都市計画防 火地域及び準防 火地域 第十二号
国分寺都市計画 用途地域 十六号	立川都市計画生 産緑地地区 号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	多摩都市計画公 園 第十四号	多摩都市計画公 園 第十四号
国分寺都市計画 高度地区 十七号	東村山都市計画 生産緑地地区 百五十四号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	第二・二・三 十号押立第一 公園	第二・二・三 十号押立第一 公園
国分寺都市計画 防火地域及び準 防火地域 十八号	東村山都市計画 生産緑地地区 示第百三十一号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	多摩都市計画生 産緑地地区 平成一十一年一月一日稲城市告示第一号	多摩都市計画生 産緑地地区 平成一十一年一月一日稲城市告示第一号
国分寺都市計画 地区計画 号	東村山都市計画 地区計画 示第百三十二号	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	多摩都市計画地 区計画 十六号	多摩都市計画地 区計画 十六号
国分寺駅北口 地区地区計画 十七号	南沢五丁目地 区地区計画	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	南多摩駅周辺 地区地区計画	南多摩駅周辺 地区地区計画
国分寺都市計画 緑地 一号	東村山都市計画 用途地域 示第百三十三号	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	多摩都市計画地 区計画 十七号	多摩都市計画地 区計画 十七号
第五号恋ヶ窪 用水路周辺緑 地	東村山都市計画 高度地区 示第百三十四号	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	若葉台西地区 地区計画	若葉台西地区 地区計画
国立都市計画生 産緑地地区 平成一十一年一月一日国立市告示第一号	東村山都市計画 防火地域及び準 防火地域 示第百三十五号	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	多摩都市計画生 産緑地地区 十八号	多摩都市計画生 産緑地地区 十八号
福生都市計画用 途地域 十九号	東村山都市計画 防火地域及び準 防火地域 示第百三十五号	立川都市計画一 団地の住宅施設 第七十六号	多摩都市計画生 産緑地地区 平成一十一年二月二十三日稲城市告示第 一百四十一号	多摩都市計画生 産緑地地区 平成一十一年二月二十三日稲城市告示第 一百四十一号
福生都市計画高 度地区 十号	東村山都市計画 防火地域及び準 防火地域 示第百三十五号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	秋多都市計画用 途地域 第二十四号	秋多都市計画用 途地域 第二十四号
福生都市計画防 火地域及び準防 火地域 十一号	東村山都市計画 防火地域及び準 防火地域 示第百三十五号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	秋多都市計画高 度地区 第二十五号	秋多都市計画高 度地区 第二十五号
福生都市計画生 産緑地地区 平成一十一年一月一日武蔵村山市告示 第五号	東村山都市計画 防火地域及び準 防火地域 示第百三十五号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	秋多都市計画防 火地域及び準防 火地域 第二十六号	秋多都市計画防 火地域及び準防 火地域 第二十六号
福生都市計画生 産緑地地区 平成一十一年一月二十一日多摩市告示第 五号	東村山都市計画 防火地域及び準 防火地域 示第百三十五号	立川都市計画汚 物処理場 示第九十二号	秋多都市計画道 平成一十一年三月二十日あきる野市告示	秋多都市計画道 平成一十一年三月二十日あきる野市告示

路 第二十九号

三・四・十八号武蔵引田駅北口線

秋多都市計画下水道 平成二十七年三月二十日あきる野市告示第三十号

あきる野市公 共下水道

秋多都市計画汚物処理場 平成二十七年四月一日あきる野市告示第四十五号

西東京都市計画生産緑地地区 平成二十六年十一月二十一日西東京市告示第七十九号

西東京都市計画用途地域 平成二十七年五月十三日西東京市告示第九十九号

西東京都市計画高度地区 平成二十七年五月十三日西東京市告示第一百号

西東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年五月十三日西東京市告示第一百一号

秋多都市計画用途地域 平成二十七年三月二十日の出町告示第十七号

秋多都市計画高度地区 平成二十七年三月二十日の出町告示第十八号

秋多都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年三月二十日の出町告示第十九号

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十七年十二月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

狛江市西野川二丁目八百二十番一及び同番四十二 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

東村山市多摩湖町四丁目十六番六、同番六地先、同番九及び同番十四 東大和市上北台一丁目四番地の十七 株式会社クライスコーポレーション 代表取締役 丸身 忠

東久留米市幸町四丁目千九十九番十七 東久留米市本町一丁目一番二十六号 財宝地所株式会社 代表取締役 長谷山勝美

小平市小川町二丁目千二百八十八番三、同番三地先、千二百九十一番一の一部及び同番二から同番四まで 小平市小川町二丁目千二百九十一番地 大戸 隆治

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)セントラルビル(ドン・キホーテ環七梅島店)

二 店舗所在地 足立区中央本町五丁目五番十四号

三 設置者名 セントラル商事株式会社

四 設置者住所 足立区中央本町五丁目七番十七号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ

六 新設をする日 平成二十八年八月二日

七 店舗面積の合計 三千八百三十二平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百五十九台

九 駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百六十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 五十二平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十一・四一立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

<p>十四 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置</p> <p>一か所 店舗北側</p>	<p>都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目 八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十七年十二月二十一日</p>	<p>(時までを除く。)</p>
<p>十五 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p> <p>午前六時から午後十時まで</p>	<p>一 店舗名 葛西クリンタウンショッピング センター</p> <p>二 店舗所在地 東京都知事 外 添 要 一 江戸川区清新町一丁目三番六号</p> <p>三 設置者名 株式会社新都市ライフ</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>一 店舗名 ROX・3G</p> <p>二 店舗所在地 台東区浅草一丁目二十六番五号</p> <p>三 設置者名 株式会社TORアセットインベ ストメント</p> <p>四 設置者住所 台東区浅草一丁目二十五番十五号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)新ROX3</p> <p>六 変更後の店舗名 ROX・3G</p> <p>七 変更前の設置者の 代表者名 大木 勉</p> <p>八 変更後の設置者の 代表者名 大谷 卓男</p> <p>九 変更前の小売業者 の氏名又は名称 未定</p> <p>十 変更後の小売業者 の氏名又は名称 タツミヤ・インターナショナル株 式会社ほか二十二名</p> <p>十一 変更日 平成二十七年十月十七日ほか</p> <p>十二 届出日 平成二十七年十二月四日</p>
<p>十六 届出日</p> <p>平成二十七年十二月一日</p>	<p>二 店舗所在地 江戸川区清新町一丁目三番六号</p> <p>三 設置者名 株式会社新都市ライフ</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>七 変更前の設置者の 代表者名 大木 勉</p>
<p>十七 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マルエツほか九名</p> <p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マルエツほか九名</p> <p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社マルエツ</p> <p>八 変更前の小売業者 の代表者名 太田 清徳(株式会社マルエツ)</p> <p>九 変更後の小売業者 の代表者名 上田 真(株式会社マルエツ)</p> <p>十 変更日 平成二十五年四月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十一月三十日</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十七年十二月二十一日から 平成二十八年四月二十一日まで。 ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p>
<p>十八 縦覧期間</p> <p>平成二十七年十二月二十一日から 平成二十八年四月二十一日まで。 ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p>	<p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マルエツほか九名</p> <p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マルエツほか九名</p> <p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社マルエツ</p> <p>八 変更前の小売業者 の代表者名 太田 清徳(株式会社マルエツ)</p> <p>九 変更後の小売業者 の代表者名 上田 真(株式会社マルエツ)</p> <p>十 変更日 平成二十五年四月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十一月三十日</p>	<p>十四 縦覧期間 平成二十七年十二月二十一日から 平成二十八年四月二十一日まで。 ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p>
<p>十九 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>三 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マルエツほか九名</p> <p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マルエツほか九名</p> <p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社マルエツ</p> <p>八 変更前の小売業者 の代表者名 太田 清徳(株式会社マルエツ)</p> <p>九 変更後の小売業者 の代表者名 上田 真(株式会社マルエツ)</p> <p>十 変更日 平成二十五年四月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十一月三十日</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、平成二十七年十二月二十一日から四月以内に東京</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十七年十二月二十一日から 平成二十八年四月二十一日まで。 ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 後楽園ショッピングセンター</p>

<p>二 店舗所在地 調布市調布ケ丘一丁目十八番地一</p> <p>三 設置者名 ニビツク株式会社</p> <p>四 設置者住所 調布市調布ケ丘一丁目十八番地一</p> <p>五 変更前の設置者住所 調布市調布ケ丘三丁目八番地一</p> <p>六 変更後の設置者住所 調布市調布ケ丘一丁目十八番地一</p> <p>七 変更日 平成二十七年十一月十日</p> <p>八 届出日 平成二十七年十二月八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十七年十二月二十一日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 店舗名 葛西クリンタウンショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区清新町一丁目三番六号</p> <p>三 設置者名 株式会社新都市ライフ</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間六十日に限り午前九時</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前九時</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前九時三十分から翌午前一時三十分まで。ただし、年間六十日に限り午前八時三十分から翌午前一時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三十分まで</p> <p>九 変更日 平成二十七年十二月十八日</p> <p>十 届出日 平成二十七年十一月三十日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 後楽園ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 調布市調布ケ丘一丁目十八番地一</p> <p>三 設置者名 ニビツク株式会社</p> <p>四 設置者住所 調布市調布ケ丘一丁目十八番地一</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>六 変更後の閉店時刻 翌午前一時</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時から午後十時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時から翌午前一時三十分まで</p> <p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うこ とができる時間帯 午前七時から午後八時まで</p> <p>十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うこ とができる時間帯 午前七時から午後十時まで</p> <p>十一 変更日 平成二十八年二月一日</p> <p>十二 届出日 平成二十七年十二月八日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
---	--	---

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

東京イースト21

二 店舗所在地

江東区東陽六丁目三番一号ほか

三 設置者名

鹿島東京開発株式会社

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十二月四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

三越日本橋本店 本館・新館

二 店舗所在地

中央区日本橋室町一丁目四番一号

三 設置者名

株式会社三越伊勢丹

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十二月八日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 七〇円
六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

